



「プラチナくるみん」認定マーク

株式会社カスミ

◆所在地 つくば市 ◆業種 小売業

◆労働者数 15,228人（男性 4,452人／女性 10,776人）（平成30年4月末現在）

■プラチナくるみん認定に係る取組状況

（1）行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

②目標及び結果

【目標1】男性の育児目的休暇の利用促進

（結果）育児目的休暇である配偶者出産休暇の取得可能日数を2日から5日へ拡充し、社内周知を実施した。（実績：育児目的休暇を取得した男性労働者数 44人）

【目標2】ダイバーシティに関する広報誌の創刊

（結果）2016年に当該内容の広報誌「かがやき」を創刊し、その後定期的に発行した。

【目標3】女性労働者の能力向上・キャリア形成支援のための取り組み

（結果）女性労働者を対象とした「キャリアアップセミナー」「マネジメントセミナー」等を開催し、職種ごとのキャリア形成支援を実施した。

【目標4】所定外労働時間の削減

（結果）変形労働時間の活用により、月平均4.5時間の所定外労働時間を削減した。

【目標5】年次有給休暇の取得促進

（結果）状況の把握及び奨励により取得率の向上に努めた。（実績 アニバーサリー休暇：64%、3連続休暇：88.7%、7連続休暇：62.4%）

【目標6】育児短時間勤務の拡充

（結果）制度の拡充を行い、社内周知した。（対象となる子の範囲を中学校就学前まで、短縮後の勤務時間を4時間～7時間45分の間で選択できるよう拡充）

（2）特例認定基準（プラチナくるみん認定基準）に係る主な取組状況

①育児休業取得者及び育児目的休暇取得率

男性（認定基準：育児休業1名以上かつ育児目的休暇取得率30%以上） 2名かつ41.8%

②育児休業取得率

女性（認定基準：75%以上） → 91.7%

③出産した女性の継続就業率（認定基準：90%以上） → 100%

④労働時間等働き方

i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月45時間未満

ii) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいない

⑤法を上回る制度導入

i) 所定外労働の制限

ii) 短時間勤務制度

■特例認定を受けてのコメント

働く仲間一人ひとりとコミュニケーションを取り、声を聞き、その意見を取り組みに活かすことが大切だと実感しています。

当社では、労働組合と共に、育児休業中の方や育児短時間勤務をされている方を対象に情報交換会を開催しています。その中から出た意見を基に、例えば育児短時間勤務をしていることがひと目でわかるような『いくたんバッジ』を作ったり、育休復帰時に面談を実施するようになりました。制度を作るだけでなくきちんと運用し、多くの従業員が活躍できる環境を整えることが重要だと考えております。

えるぼしの3つ星認定[※]も頂いておりますので、従業員が仕事と生活の両面でバランスの取れたライフスタイルを実現できるよう、仕事と育児・介護の両立支援や積極的な女性管理職の登用、変形労働時間制を活用した労働時間の短縮など、いろいろな制度や取り組みを通して、一人ひとりが働きやすく、働きがいを感じられるようにしていきたいと思っております。

※女性が活躍している企業に対する厚生労働大臣による認定。

基準の達成状況に応じた3段階の認定となっており、3つ星は本認定の最高ランク。

■認定通知書交付式



【平成30年9月10日 茨城労働局2階会議室にて撮影】

株式会社カスミ 代表取締役副社長 福井 博文 氏（左）

茨城労働局 局長 福元 俊成（右）